

議案第 68 号

狭山市行政組織条例の一部を改正する条例

狭山市行政組織条例（昭和 55 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「建設部」を「都市建設部」に改め、「都市整備部」を削る。

第 2 条第 1 項の表建設部の項中「建設部」を「都市建設部」に改め、同項中第 7 号を第 10 号とし、第 1 号から第 6 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号から第 3 号までとして次の 3 号を加える。

- （1）都市計画に関すること。
- （2）土地区画整理に関すること。
- （3）市街地再開発に関すること。

第 2 条第 1 項の表都市整備部の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 26 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものである。